

市は、市政への市民の参画を推進するため、審議会委員の公募を進めています。

このたび、委員の任期が6月30日で終了する「西宮市環境審議会」および「西宮市勤労福祉審議会」の次期委員を選任するにあたり、その委員の一部につ

「西宮市環境審議会」、
「西宮市勤労福祉審議会」

公募委員を募集

【申込書】平成19年7月1日現在20歳以上73歳未満の在住・在勤者で、本市の他の審議会委員・職員・市議会議員でない人

【任期】平成19年7月1日～21年6月30日

【申込書の配布】下表の申込窓口で配布しているほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「アウトライン西宮」の「審議会情報」の中の「審議会委員の公募について」からダウンロードできます

審議会名	申込・問合せ先	小論文テーマ	募集人数
西宮市環境審議会	環境都市推進グループ ☎0798・35・3479 〒662-8567 六湛寺町10-3 市役所本庁舎8階 Eメールvo_kanhozen@nishi.or.jp	環境学習を通じた持続可能なまちづくりについて	3人
西宮市勤労福祉審議会	勤労福祉課 ☎0798・35・5286 〒662-0912 松原町2-37 Eメールvo_kinrou@nishi.or.jp	西宮市の勤労福祉行政について	1人

10月1日から改定します

「ごみ処理手数料」など

ごみ減量・再資源化の推進に、ご協力ください

10月1日から、廃棄物処理手数料等を下表のとおり改定します。事業者・市民の皆さんには負担をおかけしますが、ごみの減量・再資源化を推進するため、ご理解をお願いします。

問合せは施設管理グループ(0798・22・6600)へ。

し尿くみ取り 10月1日から、し尿くみ取り手数料が、30%あたり200円に改定されます(現在は30%あたり50円)。

なお、現行の額面26円のし尿処理券は9月末まで使用できます。10月以降も未使用分が残った場合は、市が買い戻します。平成19年12月28日までに、各支所・市民サービスセンターで清算してください。50円券は4枚200円として、10月以降も使用できます。

処理施設へ直接持ち込む家庭の粗大ごみ 家庭から西部総合処理センターに直接持ち込まれる粗大ごみは、1回の持ち込み量が20%未満の場合には、処理手数料を無料で処理していますが、10月1日からは、同センターに持ち込まれるすべての粗大ごみに、ごみ処理手数料が必要になります。

事業系ごみ 事業活動にともない排出されるごみは、1回の排出量が10%未満の場合には、処理手数料を無料で処理していますが、少量であっても処理には多くの経費がかかります。すべての事業者に公平な負担をしてもらうため、10月1日からは、すべての事業系ごみに、ごみ処理手数料が必要になります(処理施設への搬入者が支払い)。

<一般廃棄物の処理手数料>

種別	種類	現行	改定後(10月以降)	問合せ先
一般家庭	し尿(くみ取り)	定日収集 30%までごとに50円	30%までごとに200円	美化第1グループ ☎0798・33・0779
		終末処理 180%につき100円	180%までごとに180円	
事業系(事業活動にともない一般廃棄物)	粗大ごみ(西部総合処理センターへの直接持ち込み)	20%から100%まで600円>100%を超える場合は、その超える100%までごとに600円加算	50%まで300円>50%を超える場合は、その超える10%までごとに60円加算	西部総合処理センター ☎0798・22・6600
	可燃ごみ	10%から100%まで900円>100%を超える場合は、その超える100%までごとに900円加算	10%までごとに90円	
事業系(事業活動にともない一般廃棄物)	不燃ごみ、粗大ごみ	10%から100%まで1200円>100%を超える場合は、その超える100%までごとに1200円加算	10%までごとに120円	

市営住宅住み替え入居者を募集

申込案内書の配布は5月8日から

市は、現在市営住宅に入居している世帯のうち、①障害また

は疾病、②高齢、③世帯人員の増減、④生活環境の変化のいずれかの理由から、現在の住宅での生活に支障があると認められる世帯で、移転を希望する世帯を対象に住み替え募集を行います。

募集住宅の概要など詳細は、5月8日から配布する申込案内書をご覧ください。

問合せは西宮市都市整備公社 募集課(0798・35・3371)へ。*住み替え募集は年2回実施しています(次回の募集は9月に予定)

善意の寄付

【3月分】(市あて)★「青い鳥」福祉基金へ 村田泰造、

心身道強虎、高友福祉積善会、匿名3件(合計140万7057円)

《社会福祉協議会あて》★善意銀行へ 六甲保養荘利用者一同、総合福祉センター利用者、(敬称略)

【申込資格】現住宅に3年以上居住していること。基準以内の収入であること。家賃滞納がないこと等

【募集戸数】20戸

【申込案内書の配布】5月8日～15日の執務時間中に同公社募集課(市役所南館1階)で

※他の場所では配布しません

【申込方法】申込案内書に添付している申込書で同公社募集課へ郵送を(5月15日までの消印分有効)。申込は1世帯1通のみ(重複申込はすべて無効)

平成19年度市県民税など

納税通知書を送付します

平成19年度市県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書の発送予定日は次のとおりです。

なお、納期限は左下表のとおりです。必ず期限までに納めてください。

◆市県民税(普通徴収分)：6月8日

◆固定資産税・都市計画税：5月10日

◆軽自動車税：5月7日

また、給与からの引き去りで納める市県民税(特別徴収分)は、6月から来年5月までの12回分の納税通知書を勤務先の会社等あてに5月14日に送付します。

納期限一覧表

税目	納期限	
市県民税(普通徴収分)	第1期	7月2日
	第2期	8月31日
	第3期	10月31日
	第4期	来年1月31日
固定資産税 都市計画税	第1期	5月31日
	第2期	7月31日
	第3期	12月25日
	第4期	来年2月29日
軽自動車税	5月31日	

平成19年度の市県民税の課税証明書や所得証明書については、特別徴収の人は5月14日から、普通徴収の人は6月8日から発行する予定です。

問合せは税務管理グループ(0798・35・3251)へ。

市県民税の課税・所得証明書発行開始日のお知らせ

市民共済のいろいろな事業

火災共済

交通共済

生命共済

消火器
警報器

団体傷害保険

●お問合せ・お申込は●

西宮市民共済生活協同組合

本店 〒662-0914 西宮市本町5-33
TEL.0120-24-9431

鳴尾店 〒663-8184 西宮市鳴尾町5-4-15
TEL.0798-42-3203